

無料検査事業 実施事業者 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長  
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症に係る無料検査事業の禁止事項について（通知）

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、令和3年12月から開始した、無症状の方を対象とした新型コロナウイルス感染症の無料検査の実施に取り組んでいただき、重ねて御礼申し上げます。

今般、国から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」（以下、「実施要領」という。）を別添のとおり改正を行い、禁止事項について明確化し、下記のとおり規定した旨の通知がありました。

実施事業者におかれましては、無料検査事業の趣旨を踏まえ、引き続き適正な事業実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 添付資料  
実施要領

2 禁止事項（実施要領第10条抜粋）

- (1) 無料検査に付随して検査受検者に物品、金銭、役務その他経済上の利益を提供すること。
- (2) 無料検査の対象となる者について誤認させるような表示、広告その他の行為をすること。
- (3) 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、無料検査を一日につき一回を超えて実施すること。
- (4) 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と認められる限度を超えて無料検査を実施すること。
- (5) 検査受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査を通知することを怠ること。
- (6) 週次報告書、実績報告がその他の書類に虚偽の記載をして県に提出すること。
- (7) 定着促進事業及び一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認められる行為をすること。

### 3 備考

上記以外にも、特に以下のような点に留意の上、事業を実施するようお願いします。

- (1) 受検者が記入した検査申込書について、記載漏れがないかよく確認し、無料検査の対象者であることを確認した上で検査を実施すること。
- (2) 検査の立会いに当たっては、「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」「抗原定性検査の実施要綱」「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を理解した「検査管理者」が立会いを行うこと。なお、検査の立会いを他者に委託することは認められていないため、薬局、医療機関、衛生検査所のスタッフで行うこと。
- (3) 抗原定性検査の実施に当たっては、キットの添付文書（電子化されている場合がある）の内容をよく確認し、添付文書に示された手順に従って検査を実施すること。
- (4) 県では随時、現地確認を行っており、検査申込書等の提示を求める場合があるため、常に書類は整備しておくこと。

※最新の「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」等の資料は県HPに掲載しているため、ご確認をお願いいたします。

県HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensa.html#4>